

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030 沿革（略） <u>令和8年3月2日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030 沿革（略）</p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 銀行等は、 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結した附帯別表第1に定める貸付契約（以下「貸付契約」という。）のすべてについて貸付契約の締結後、原則として、1月以内に日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された貸付契約について銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、<u>貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険を対象とする定型特約に係る取扱い（令和8年3月2日26 - 制度 - 00008）に規定する外貨建対応方式特約（以下「外貨建特約」という。）</u>が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び<u>外貨建特約</u>の定めるところに従い、てん補する責めに任じる。</p>	<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 銀行等は、 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結した附帯別表第1に定める貸付契約（以下「貸付契約」という。）のすべてについて貸付契約の締結後、原則として、1月以内に日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された貸付契約について銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、<u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060。以下「外貨建特約書」という。）</u>が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び<u>外貨建特約書</u>の定めるところに従い、てん補する責めに任じる。</p>	
<p>（<u>外貨建特約</u>が付された場合の保険料の額）</p> <p>第10条 銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について<u>外貨建特約</u>が付された場合は、<u>当該特約</u>の対象となる部分につき、第6条の規定にかかわらず、銀行等及び日本貿易保険は<u>当該特約</u>の定めるところに従うものとする。</p>	<p>（<u>外貨建特約書</u>が付された場合の保険料の額）</p> <p>第10条 銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について<u>外貨建特約書</u>が付された場合は、<u>当該特約書</u>の対象となる部分につき、第6条の規定にかかわらず、銀行等及び日本貿易保険は<u>当該特約書</u>の定めるところに従うものとする。</p>	

<u>附 則</u> <u>この改正は、令和8年4月1日から実施する。</u>		